

監 査 報 告 書

令和8年6月4日

学校法人 高千穂学園

理 事 会 御 中

評議員会 御 中

監事 三浦正樹 
監事 長瀬 直人 

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の学校法人高千穂学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条3号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しており、本法人の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- ② 理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- ③ 内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。一方で、契約管理及び議事録作成等の一部の業務運営において、内部統制上の改善を要する事項が認められました。これらに対し、監事として体制の整備及び手続の適正化を求める意見を表明しており、法人において改善に向けた取組が進められています。監事としては、今後も改善状況を確認してまいります。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上